

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立蛭川小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教師と児童と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することに努めます。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させます。

また、児童に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集していきます。

早期発見の基本

◇児童のささいな変化に気づくこと

→気になる変化(遊びやふざけのような行為などに対して)は、背景にある事情の調査を行い、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を確実に記録する。

◇気づいた情報を確実に共有すること

→教員同士で情報を伝え合う。週に一度の「子ども研」で、各学年の一人一人の情勢を交流する。

◇情報に基づき、速やかに対応すること

→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。



日常的に行うこと

～児童のささいな変化に気づくために～

□朝の会での健康観察の場面で、一人ひとりの顔を見る。

□学習計画ノートや日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。

□休み時間の人間関係に気を配り、一人にいる児童に声をかける。

定期的に行うこと

■児童の心や生活を把握するための「心のアンケート」や定期的な個人面談(二者面談等)を実施する。

■放課後に実施する「子ども研」で気になる児童について、短期的・長期的な支援を検討する。

■行政(関係機関)との情報交流

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の児童、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

[事実関係や心情を傾聴]

・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対して

[日頃の連携に努める]

児童の良さや気になる場所等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

<いじめ防止対策のための年間計画(早期発見に関わって)>

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
4 月	○いいこと見つけ活動 ○児童観察 ○教育相談 ○ケース会議(適宜)	子ども研(毎週月曜) P T A総会(いじめの基本方針説明) 授業参観(保護者懇談) 家庭訪問(保護者との懇談)
5 月		小中連絡会議(児童生徒の情報交換) こ小連絡会議(新入生の情報交換)
6 月		心の健康調査(含いじめアンケート)① ※保存期限有 教育相談(児童との面談)
7 月		こ小中連絡会議(児童生徒の情報交換) 授業参観(保護者懇談) 二者懇談(保護者との懇談)
8 月		地域別懇談会(地域子ども研)
9 月		
10月		こ小中連絡会議(児童生徒の情報交換)
11月		心の健康調査(含いじめアンケート)② ※保存期限有 教育相談(児童との面談) 授業参観(保護者懇談)
12 月		二者懇談(全保護者との懇談) いじめ防止対策評価(保護者)
1 月		心の健康調査(含いじめアンケート)③ ※保存期限有 二者面談(児童との面談)
2 月		授業参観(保護者懇談)
3 月		こ小中連絡会議 (児童生徒の情報交換と児童生徒の引き継ぎ)

※アンケートの質問票の原本等の一次資料は 5 年間、聴取の必要なアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料においては、在学中 および 卒業後の 5 年間 を保存期間とする。

※担任等個人保管とせず、教育相談委員会として確実に保管し引き継ぐ。また紛失の無いよう紙媒体は鍵のかかる所に保管したり、データにおいてはバックアップしたりするなどの対策を図る。

※当該学年が卒業した後は、保管期間を明記して厳封し保管する。